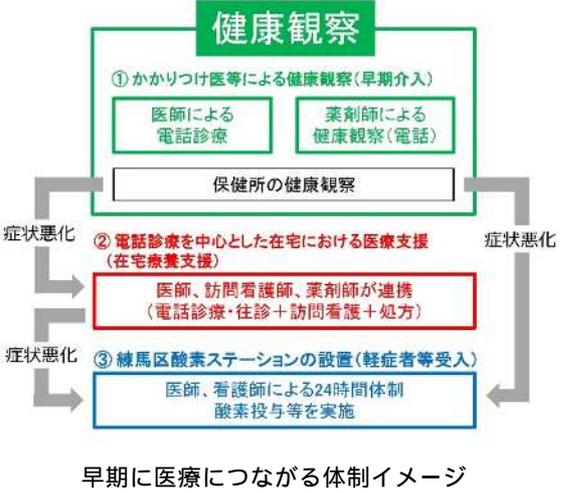


	<h2>自宅療養者への医療提供体制の更なる強化</h2> <p>～ 症状に応じて、早期に医療へつなげる、 総合的な「三つの柱」の取組みを実施～</p>	
<p>と き</p>	<p>令和3年9月17日（金）</p>	
<p>区は、17日から、自宅療養者の症状が悪化した際、早期に医療につなげられるよう、練馬区医師会や練馬区薬剤師会、東京都と連携し、医療提供体制の更なる強化を図る以下の取組みを実施します。</p> <p>かかりつけ医等による健康観察（早期介入） 多職種で早期に介入する仕組みを構築します。 電話診療を中心とした在宅における医療支援 医師・訪問看護師・薬剤師が連携した対応を行います。</p> <p>練馬区酸素ステーションの設置 酸素投与が必要となった場合の受入先として、 光が丘第七小学校跡施設に開設します。</p>	 <p>健康観察</p> <p>① かかりつけ医等による健康観察（早期介入） 医師による電話診療 / 薬剤師による健康観察（電話） 保健所の健康観察</p> <p>② 電話診療を中心とした在宅における医療支援（在宅療養支援） 医師、訪問看護師、薬剤師が連携（電話診療・往診・訪問看護＋処方）</p> <p>③ 練馬区酸素ステーションの設置（軽症者等受入） 医師、看護師による24時間体制 酸素投与等を実施</p> <p>早期に医療につながる体制イメージ</p>	

かかりつけ医等による健康観察（早期介入）：区独自の新たな取組

PCR検査で陽性が判明した患者に対して、自宅療養が解除される日までの間、かかりつけ医が電話診療による健康観察を行います。また、自宅療養中に当該医師の処方に基づき、薬を提供（置き薬）した薬剤師による電話健康観察も併せて行います。（事業のイメージ：別紙1のとおり）

電話診療を中心とした在宅における医療支援（在宅療養支援）：区独自の強化

保健所からの依頼に基づき、医師（電話診療・往診）・訪問看護師（訪問・電話）・薬剤師（置き薬・電話健康観察）が連携し、自宅療養者への対応を行います。（事業のイメージ：別紙2のとおり）

練馬区酸素ステーションの設置（軽症者等受入）：都と連携した新たな取組

練馬区に設置される酸素ステーションは、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、臨時の医療施設です。東京都の酸素ステーション事業に協力し、施設の整備・運営を行います。救急要請した自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者のうち、軽症等の方を受け入れ、医師の指示のもと、酸素投与等を行います。（事業イメージ：別紙3のとおり）

設置場所：光が丘第七小学校跡施設（光が丘二丁目6番1号）

開設日：9月17日（金）

ベッド数：10床（開設当初） 将来的に、最大で35床使用可

職員体制：医師・看護師による24時間体制



練馬区酸素ステーション

【問い合わせ】

練馬区 自宅療養環境整備担当課 自宅療養支援担当係 電話03-5984-1271